

令和7年8月
警 察 庁

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年6月27日から同年7月26日までの間、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案」に対する意見の募集を行った結果、15件の御意見を頂きました。

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（令和7年政令第301号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年6月27日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 15件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	14件
電子メール	1件
郵 送	0件

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 指定金属切断工具について

本政令に規定する指定金属切断工具の要件については、

- 規制の潜脱を防ぐため、長さや機構は限定しない方がよい
- 植木用の枝切りばさみは、ケーブルカッターに含まれないこととすべき
- 工具（とりわけ「ラチェット機構」）の技術的定義について、より平易かつ明確な表現を用いるべき

といった御意見がありました。

本政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）第2条第5号の規定を受け、一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、かつ、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが多いケーブルカッター及びボルトクリッパーを指定金属切断工具として規定することとしております。そのような観点から、規制範囲を局限して国民生活への影響を最小限とすべく、一般家庭における工具の使用実態、盗難の多い金属製物品の特徴、犯行用具の使用実態等を考慮し、また、警察庁において開催した有識者会議（金属盗対策に関する検討会）におけるヒアリング結果等も踏まえ、一定の長さ又は機構を有するケーブルカッター及びボルトクリッパーに限定することとしたものです。

また、いわゆる枝切りばさみについては、本政令に規定するケーブルカッターには含まれません。

「ラチェット機構」の定義については、頂いた御意見も踏まえ、どういった機構であるかをより端的に説明するべく、技術的修正を行いました。

2 その他

本政令案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 法第15条（指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止）の適正な運用を行うべきとの御意見
- 同条の解釈を明確化すべきとの御意見

等がありました。

警察庁においては、法の円滑な施行に向けて準備を進めているところ、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。